

連絡調整部会設置要領

平成29年11月8日 29青総青第750号
改正 令和元年12月20日 31都安総若第452号
改正 令和2年8月20日 2都安総若第162号

(趣旨)

第1 この要領は、東京都子供・若者支援協議会設置要綱（以下、「協議会設置要綱」という。）第4の規定により、社会的自立に困難を有する若者の自立等に係る関係機関相互の情報共有及び連携強化等を目的とし、実務者会議として連絡調整部会を設置する。

(検討事項)

第2 連絡調整部会は、若者の自立等支援に係る次の各号に定める事項について検討する。

- (1) 関係機関相互の情報共有、連携強化及びネットワーク化に関すること。
- (2) 事例の検討に関すること。
- (3) その他連絡調整部会で協議を必要とする事項に関すること。

(構成)

第3 連絡調整部会は、座長及び委員をもって構成する。

- 2 委員は、別表に定める職にある者をもって充てる。
- 4 座長は、都民安全推進本部総合推進部若年支援課長とする。
- 5 座長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 6 座長に事故あるときは、あらかじめ座長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議の開催)

第4 座長は、必要に応じて連絡調整部会を招集する。

(意見聴取等)

第5 連絡調整部会は、必要があると認めるときは、専門家及びその他の関係者の出席を求めて意見を聞き、又はこれらの者から必要な資料の提出を求めることができる。

(守秘義務)

第6 第3及び第5の規定により会議に出席した者は、正当な理由がなく連絡調整部会の職務に関して知りえた秘密を漏らしてはならない。

(庶務)

第7 連絡調整部会の庶務は、都民安全推進本部総合推進部若年支援課において処理する。

(その他)

第8 この要領に定めるもののほか、連絡調整部会の運営に必要な事項は、座長が別に定める。

附 則

この要領は、平成29年11月8日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年12月20日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年8月20日から施行する。